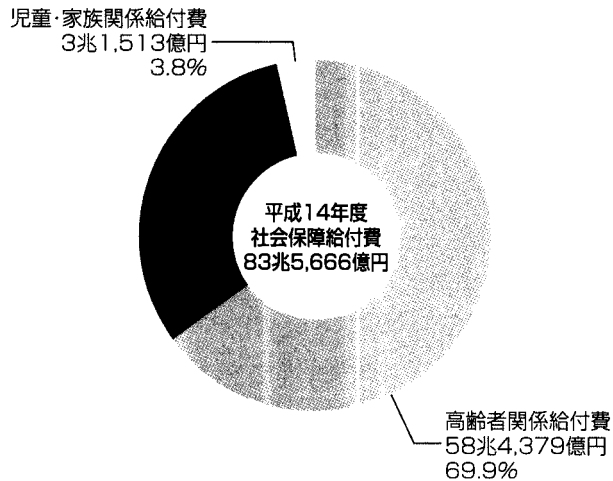


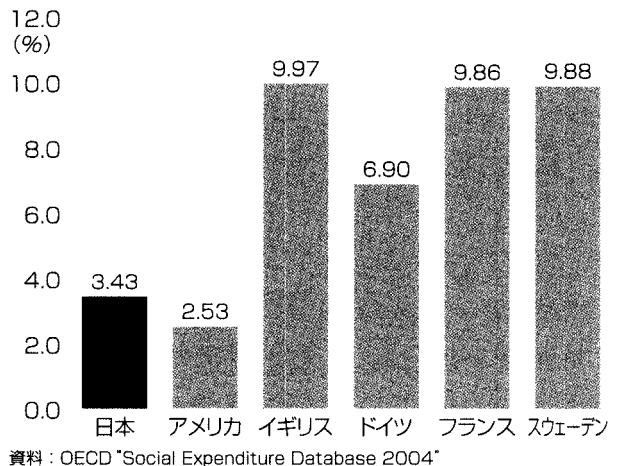
## (1) 児童・家族関係の社会保障給付

●我が国の社会保障給付は、高齢者関係給付の比重が高く、児童・家族関係給付の比重が低い。

○社会保障給付費の中での児童・家族関係の給付費の割合



○OECD基準による社会支出のうち、家族分野への支出割合の国際比較(2001年)



## (2) 社会保障の中での次世代育成支援

●児童・家族関係給付の比重が低く、高齢者関係給付の比重が高い現在の社会保障を見直すべきとの指摘がなされている。

### 少子化社会対策大綱(平成16年6月4日閣議決定)

○社会保障給付について、大きな比重を占める高齢者関係給付を見直し、これを支える若い世代及び将来世代の負担増を抑えるとともに、社会保障の枠にとらわれることなく次世代育成支援の推進を図る。

### 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004

(平成16年6月4日閣議決定)

○「少子化社会対策大綱」(平成16年6月4日閣議決定)に基づき、国の基本政策として少子化の流れを変えるための施策を強力に推進する。平成16年中に大綱の重点施策についての具体的実施計画を策定するとともに、高齢者関係給付の比重が高い現在の社会保障制度の姿を見直す。

### 今後の社会保障改革の方向性に関する意見

(平成15年6月社会保障審議会報告)

○少子高齢化という人口変動の中で、社会保障制度を将来にわたり持続可能なものとしていくためには、(1)年金、医療、介護等の諸制度の改革について、次世代育成支援や多様な働き方への対応を視野に入れながら、他の関連施策との連携を図りつつ、生涯を通じた生活保障の在り方の改革(生活保障改革)ともいべき観点から進めていく(中略)ことが必要である。

○今後、高齢者世代の理解を得ながら、「高齢」関係給付の伸びをある程度抑制し、これを支える若い世代の負担の急増を抑えるとともに、社会保障の枠にとらわれることなく次世代育成支援の推進を図っていくことが必要である。

### (3) 諸外国の家族政策の概況

●近年、各国において家族政策の分野で新たな施策が展開。出生率が下げ止まる、あるいは上昇に転じる国もみられている。

	イギリス	フランス
近年の出生率の動向	1980年代以降1.8前後で比較的安定的に推移した後、低下傾向にあった(2001年には1.63まで低下)が、最近上昇に転じる傾向(2003年には1.71まで回復)。	1980年代以降1.8程度で比較的安定的に推移。90年代に入り1.7程度に低下したものの、近年上昇傾向にあり、2000年以降は1.9程度で推移(2003年の暫定値1.89)
全般的な傾向、近年の動向	長らく育児休業制度がなく、公的に提供される保育サービスも少なく、家族による自助努力と企業の自主的な取組に委ねられてきた。近年、1998年からの「全国チャイルドケア戦略」による保育サービスの拡充、1999年の育児休暇制度の導入、2000年からの「ワーク・ライフ・バランスキャンペーン」の展開、2003年の出産休暇期間の追加、父親休暇の創設、柔軟な働き方の申請権の付与、「児童税額控除」制度の創設など、関連する政策が相次いでとられている。 (なお、英国政府は、少子化による労働力不足はEU域内からの移民労働者の増加と女性や高齢者の就労増加で対応する考え方をとっており、これらの施策は少子化対策を直接の目的にはしていない。)	国際的にも手厚い家族給付制度と高水準の保育サービスが特徴。近年の動きとしては、2003年4月の全国家族会議において、既存の家族給付を整理統合し「乳幼児迎入れ手当」の創設、事業所内託児施設の創設などに対する税控除の創設、託児所の増設等の新しい政策が発表され、実行に移されている。
出産・育児に関する休暇制度	<b>出産休暇</b> 母親に出産後最大1年間(最初の6か月は休業給付、その後の6か月は休業給付なし)(2003年から期間が拡大) <b>父親休暇</b> 子どもの誕生から8週間以内に2週間の休暇(休業給付) (休業給付は、事業主が週100ポンド支払うことが法定)(2003年～) <b>育児休暇</b> 子どもが5歳になるまで男女合計で13週間(休業給付なし)(1999年～) <b>柔軟な働き方の申請権</b> 6歳未満の子を持つ男女の労働者に柔軟な働き方を事業主に申請する権利が付与(2003年～)	<b>出産休暇</b> 出産後の6週間を含め、最低8週間の休暇取得が義務付けられており、医療保険制度から出産休暇給付として休暇前賃金の80%が給付 <b>育児休暇</b> 子が3歳になるまで①全日の休暇、②パートタイム労働への移行、③職業教育の受講のいずれかを選択(又は組合せ)。休暇中は原則無給だが、「乳幼児迎入れ手当」から第1子は6か月、第2子以降は3歳まで賃金補助が受けられる(2003年までは第2子以降が対象だったが、2004年から「乳幼児迎入れ手当」の創設により、第1子から給付) <b>父親休暇</b> 子の誕生から4か月以内に11日間(連続して取得)。家族手当制度から賃金の80%が給付。(2002年から導入)
家族政策	伝統的に保護を必要とする子どもたち(children in needs)へのサービスが中心に構築され、一般家庭向けサービスの整備は低い水準にとどまる。 保育形態は、集団的な施設保育を行うデイナースリー(day nursery)、家庭的保育を行うチャイルドマインダー(childminder)など。公立の施設は数が少なく、一人親家庭など特別なニーズをもつ児童が優先利用。施設の多くは、地方当局に登録した企業内託児施設や民間企業が設立した施設。利用料は原則親の負担。 施設保育と家庭的保育で5歳未満児の10数%をカバーする程度で、保育サービスの不足が指摘。近年、保育施設の拡充に取り組みられている。	保育サービスは3歳未満の児童を対象に展開。3歳以上の90%以上は幼稚園に通学。 3歳未満の児童(約230万人)の保育は、集団託児所(約13万人)、ファミリー保育所(約7万人)、認定保育ママ(約50万人)により行われている。この他、幼稚園の早期教育(約30万人)も含めて、3歳未満児の半数近くが保育サービスを利用。 託児所は主に市町村が運営するが、財政難から不足。90年代に、認定保育ママを利用する家族に対する雇用補助を行い、認定保育ママの数が大幅に増加。しかし、資格要件が緩くサービスの質が低いとの指摘もあり、政府は、集団託児所の拡充(01年～)と認定保育ママの資質と地位向上を目指した制度改革(04年～)に取り組んでいる。
保育サービス	<b>支給対象</b> 16歳未満(学生は19歳未満)の児童を対象に支給 <b>支給額</b> 第1子月68.25ポンド(約1.3万円)、第2子以降月45.72ポンド(約0.9万円)を支給 (2003年、適当な額の支給額を月額換算) <b>財源等</b> 財源はすべて国庫負担。所得制限はなし。 <b>児童税額控除制度</b> 2001年度から導入。世帯の所得と児童数(対象は手当と同じ)に応じて税額控除(課税額がない小さい場合には差額を給付)。年間所得額が低い世帯ほど控除額が大きくなる仕組みがとられ、短時間労働による収入の減少を緩和し、児童のいる家庭の貧困を防ぐ趣旨で導入。	<b>家族手当</b> 第2子以降の20歳未満の児童を対象に支給。支給月額第2子111,26ユーロ(約1.5万円)、第3子以降142,55ユーロ(約1.9万円)。11歳以上の児童には加算。(2003年) <b>その他の手当</b> この他に、低所得者に対する家族補足手当、一人親家庭に対する一人親手当、住宅手当等各種の手当が家族給付制度から給付。2004年からは、従来の乳幼児手当、認定保育ママの雇用補助、養育手当(賃金補助)を再構成し、「乳幼児迎入れ手当」が創設。 <b>財源</b> 企業からの拠出金(拠出金率5.4%)と一般福祉税(CSG、年金や医療保険の充当分も合わせ、税率7.5%) <b>税制上の措置</b> いわゆるN分N乗方式により、子どもの多い世帯ほど税負担が軽減。20世紀前半には、出生促進が大きな政策課題とされていたが、今日では、出生促進ではなく、親が出産育児について幅広い選択を行うことのできる環境整備が重要課題との認識。 (例えば、「乳幼児迎入れ手当」においては、認定保育ママに預ける場合は保育費用補助が、休暇をとって自分で育児をする場合は賃金補助が行われる。)
児童手当制度		
その他	<b>ワーク・ライフ・バランスキャンペーン</b> 2000年より始まる。先進的な取組を行う企業と協力し、情報の収集・分析を行い、好事例の紹介を行い、成功要因を広め、取組が企業の業績向上にもつながることを示す。また、チャレンジファンドをもうけ、仕事と生活の調和策を検討する経営者に対してコンサルティング費用を助成。	

近年の出生率の動向

全般的な傾向・近年の動向

出生・育児に関する休暇制度

家族政策

保育サービス

児童手当制度

その他

スウェーデン

1980年代前半に1.6程度にまで低下したが、80年代後半に反転し、90年代初めには2.0を上回る水準まで回復。90年代に再び低下し、1.5程度となったが、最近再び回復傾向にある(2002年1.65) 児童の成長・学習の保障、親の養育と雇用・職業教育の両立、雇用機会均等の観点から、両親休暇制度と「親保険」による所得保障制度、高水準の保育サービスを柱に、手厚い家族政策を展開。 1960年代にスウェーデン経済の大幅な成長により、労働力が大きく不足し、女性の雇用が進む。70年代に保育サービスの拡充、親保険制度の創設などが行われ、80年代にその充実が図られる。(同時に出生率も上昇) 90年代に入り、経済不況により、若年者の失業率が上がったことに加え、児童手当や親保険給付の削減が行われ、先行き不安から出生率は大きく落ち込んだが、近年、経済の回復と給付水準の回復により、再び出生率も上昇傾向に転じている。

出産休暇

出産前後各7週間

両親休暇

子が1歳6か月になるまでの(又はそれ以降両親給付を受給している間) 全日休暇(3/4、1/2、1/4、1/8日単位で分割取得可)と、子が8歳未満の部分休暇(1/4日の時間短縮)

親保険による両親給付

子が8歳に到達するまでの間、両親合わせて子1人の出生について最高480日間、両親給付を受給可能。父母それぞれ240日の受給権を有するが、180日分については他方の親に受給権を移転できる。最初の390日は従前賃金の80%が給付。90日間は定額(最低保障額)の給付。財源は事業主拠出金(2.2%)。

(給付率は1974年の発足時は90%だったが、1995年、96年に相次いで引き下げられ75%となり、98年に80%まで再度引き上げられる。) 集団的な施設保育を行う保育所、家庭的保育サービスであるファミリー保育によって保育サービスが提供。(保育サービスは幼児教育の一環として位置づけられており、保育所に通っていない子どもと親が参加するオープン型保育所も設けられている。)

基礎的自治体であるコミュニティに保育サービスの提供が義務付けられており、保育所の大半はコミュニティにより設置経営される。(一部親たちにより組織し経営される両親協同保育所等が存在。)

保育サービスは充実しており、2歳以上の約8割をカバーするが、逆に両親休暇制度があるため0歳児の保育所利用は極めて稀。(2002年の保育所利用児童数33.4万人のうち0歳児の利用は18人に過ぎない。)

支給対象

16歳未満(学生は20歳未満)の児童を対象に支給

支給額

第1子、第2子月950クローネ(約1.4万円)、第3子月1,204クローネ(約1.8万円)、第4子月1,710クローネ(約2.6万円)、第5子月1,900クローネ(約2.9万円)(2003年)

財源等

財源はすべて国庫負担。所得制限はなし。

支給額の変遷

1996年には各種の歳出削減に伴い、支給額が減額となったが、98年に元の水準に戻り、さらに近年給付水準の引き上げが実施。第1子、第2子への給付額 98年月750クローネ→2001年月950クローネ

税制における控除制度

なし。

1980年代の出生率の上昇については、親保険による両親給付の制度変更(子が2歳6か月になる前に次の子を出産した場合、次の子に係る両親給付も前の子と同額となる仕組みの導入)により、第2子を比較的短い間隔で出産することが促進されたことが要因との分析あり。逆に90年代の出生率の低下は、このスピードプレミアム効果がなくなったことに加え、経済危機とそれに伴う財政難による各種給付の削減による産み控えが要因と指摘されている。

ドイツ

第2次大戦後のベビーブームを経て、1960年代後半から70年代前半にかけて著しく低下し、その後も緩やかに低下して、90年代半ばには1.24まで低下。その後はやや回復し、1.3程度で推移(2002年1.31) ナチス時代の人口政策に対する反省から、出生促進策には消極的。また、子育ては基本的に家庭で行うべきものという根強い社会規範があり、育児に対する財政的支援や出産・育児休暇は充実する一方で、保育サービスの整備は他のヨーロッパ諸国と比べて、低い水準にとどまっている。近年は、家族政策に対する政策的優先度が高まっているという傾向があり、2001年に父親も育児休暇が取得できるよう両親休暇制度の創設、保育サービスの拡充に力を注いでいる。

出産休暇

産前6週間及び産後8週間の計14週間、原則として母親の就労が禁止されており、その期間、疾病保険及び国庫から休業前3か月間の平均手取り日額(母性手当)が支給(なお、使用者から平均的賃金と母性手当の差額が支給)

両親休暇

子が3歳になるまで両親合わせて最長3年間取得可。(使用者の同意を得れば12か月分を子が8歳になるまでの間取得可。)

休暇中の者を含む非就業者(及び就業時間週30時間未満の者)は、育児手当が、生後24か月まで月額307ユーロ(約4.1万円)支給される。両親休暇取得とは無関係の給付で、就業経験のない者も受給可。所得制限があり、財源は連邦政府の一般財源(2003年)

3歳以上6歳未満の幼児すべてに幼稚園(Kindergarten)入園の権利が保障されている。

3歳未満児を対象とした保育所(Krippe)については、特に、旧西ドイツ地域では3歳未満の育児は家族の役割に属するものとの考えが根深く、保育サービスの整備が低い水準にとどまる一方、旧東ドイツ地域では、社会主義時代の名残で旧西ドイツ地域よりも保育施設は整備されている。

(2002年時点の対象年齢層に占める保育所定員割合は、ドイツ全土で8.6%、旧西ドイツ地域2.8%、旧東ドイツ地域37.0%)

2005年より、連邦政府は保育施設整備費用を自治体に補助し、対象年齢層に占める保育所定員割合を20%に引き上げることを目標に保育施設の整備に積極的に取り組んでいる。

支給対象

18歳未満(失業者は21歳未満、学生は27歳未満)の児童を対象に支給

支給額

第1子から第3子月154ユーロ(約2.0万円)、第4子以降月179ユーロ(約2.4万円)(2003年)

財源等

財源は、連邦(74%)及び州・市町村(26%)の一般財源。扶養者の所得制限はないが、18歳以上の子どもについては年収7,188ユーロを超える場合には支給されない。

児童扶養控除制度

1996年から導入。子どもを扶養する者は、児童手当と児童扶養控除の一方を利用できる。(対象は児童手当と同じ)子ども1人につき、基本額年3,648ユーロ(約48.5万円)、教育費用相当額年2,160ユーロ(約28.7万円)の合計5,808ユーロ(約77.2万円)が控除。(2003年) 旧西ドイツ地域の出生率は、80年代以降1.4前後で推移しているが、旧東ドイツ地域においては、統合の社会的混乱、失業の増大も影響し、出生率は激減し、一時、1.0を割る低水準で推移していた。

イタリア

アメリカ

近年の出生率の動向

1970年代半ばまで2.0を上回っていたが、それ以降急速に低下し、1997年には1.18まで低下。最近はやや回復しているが先進諸国では最も低い水準(2002年1.26)

1960年代前半から70年代半ばまで低下したが、その後反転し、80年代後半には2.0まで回復。90年代以降は概ね2.0以上で推移(2002年2.01)

全般的な傾向、近年の動向

ファシズム時代の出産奨励策の経験、人口が過剰であるという意識や個人の自己決定を尊重する立場から、国として特別な対応を行ってこなかったが、近年出生率が先進国最低レベルで推移していることもあり、ここ数年、積極的に施策を打ち出している。

一般施策として家族政策に取り組む欧州諸国と異なり、公的施策の範囲は低所得者など問題のある層への限定的な支援という位置付けにとどめられ、私的な対応に委ねられている。

出産・育児に関する休暇制度

2001年には、父親休暇及び両親休暇制度の導入、2003年1月から、職場内に保育所や小型保育所を設置する事業主に対する助成制度の創設、2003年9月から、第2子以降の子を出産した母親に対する国による一時金支給制度(時限措置)の創設などの新たな施策が次々と打ち出されている。

それにもかかわらず、90年代以降も2.0以上の高い出生率を維持している背景には、低賃金労働者が多く存在し、保育サービスの費用が比較的安く抑えられ、市場で調達することが可能であることなどがあげられる。

出産休暇

産前2か月及び産後3か月(計5か月間)に労働者が労働することを控えるよう、労働者及び事業主に対して義務づけ(一定の場合延長可)。出産手当として休業前賃金の80%が事業主(一部国庫負担)から支給されるほか、労使間の全国労働協約において残り20%分も含めて保障される場合が多い。

「家族及び医療休暇法」に基づき取得できる12週間の休暇の理由の一つとして、家族の介護や本人の療養とともに育児が位置付けられている。

父親休暇

母親が死亡又は重病もしくは父親が専ら子の養育を行っている場合など、母親の有する出産休暇権の全体又は一部を取得可(期間や給付は出産休暇と同じ)。

育児については、子の誕生から1年以内に取得することとされており、取得期間の分割、時間単位での取得が可能であるなど柔軟な仕組みとなっている。

両親休暇

子が8歳になるまで両親合計で10か月(母親は最大6か月、父親は同7か月)。事業主から休暇前賃金の30%相当額が支給。

休業給付はない。

日々の休息

母親は子が1歳になるまで、有給で一定時間育児のため職場を離れる時間が認められる。

家族政策

保育サービス

公立保育所が公的に制度化されたのが1971年と遅く、私立保育所に至っては1991年から認められ、保育サービスの整備は遅れている。生後3か月から3歳未満の子が対象であるが、その対象に占める保育所定員の割合は全国で6%に過ぎず、多くの親が親族の助けに大きく依存している。

女性の労働力率は高いが、保育は、基本的に私的な対応に委ねられ、保育所(Daycare Center)と家庭型保育(Family Childcare)、ベビーシッターの雇用、親戚に預ける等の方法で行われている。

政府は、保育所不足に対応するため、1997年から新規保育所の設置等に資する約9,000億リラ(約450億円)の追加財政措置を講じ、地方を支援している。

1999年の調査によれば、母親が働いている就学前児童の主たる保育者は、親(21.5%)、親戚(28.8%)、保育所等の施設(22.1%)、家庭型保育やベビーシッター(20.3%)、その他(7.3%)となっている。

また、公的保育所の不足を補うため、2003年1月から、職場内に保育所や小型保育所を設置する事業主に対する助成制度を創設。12万5,000ユーロ(約1,700万円)を上限として、最高で建設費の8割までを国が補助している。

保育所は、教会や非営利団体、企業(営利目的)が運営。いずれも親が私的に契約して利用し、原則として、親が利用料を負担する。

核家族手当

1988年に家族手当から分離し、被用者を主対象として、未成年の子が3人以上いる家庭に月110.58ユーロ(約1.2万円)を年13回支給(所得制限あり)。

国全体を通じた制度はなく、保育所の設置基準や家庭型保育の登録基準などは州が定める。また、連邦政府は州に対して、低所得家庭が良質な保育を受けることのできるプログラムに対する助成を行っている。

家族手当

農家や自営業者を対象として、未成年の子がいる家庭に1人当たり月額10.21ユーロ(約0.1万円)を支給。

なし。

(核家族手当、家族手当は全国社会保障機関から給付され、財源は労使の保険料収入を主とし、一部国からの財政支援を受ける。)

ただし、児童手当に相当する制度として児童税額控除がある。

国による一時金支給制度

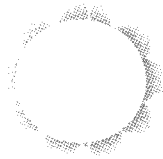
1年間の時限措置として、第2子以降の子を出産した母親に対して、国が1,000ユーロ(約13.3万円)を支給。対象は、2003年12月1日から2004年12月31日までの間に生まれた第2子以降の子。財源は、国庫負担。

児童税額控除

扶養控除(被扶養者1人につき3,100ドル(33.5万円)の所得控除)のほかに、17歳未満の扶養児童1人につき、年間1,000ドル(10.8万円)の税額控除。(控除額が納税額を上回る場合には給付。)世帯年収10,500ドル(113万円)以上の児童養育世帯が対象。

その他の手当

この他に、コムーネ(市町村)による出産手当、全国社会保障機関が所掌する出産手当がある。



# 子ども・子育て 応援プラン

子どもの育ちや子育てを  
社会全体でしっかりと応援する  
環境づくりを目指して

---

発行日 ● 2005年(平成17年)3月22日

発行者 ● 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 総務課少子化対策企画室

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 Tel:03-5253-1111

ホームページアドレス <http://www.mhlw.go.jp>

本誌は再生紙を使用しています